

障福推第1277-2号
平成28年3月10日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

福祉部長

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に係る
職員の対応マニュアルについて（通知）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）が制定され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。
については、対応要領第7条第3項に基づき、職員が障害者に適切に対応するためのマニュアルを別添のとおり作成したので、所属職員への周知をお願いします。

担当：障害者福祉推進課
障害者計画・団体担当 船橋・千葉
電話：048-830-3294